

「核のカサ」の下の「理想」と「現実」

——一九六三〜六七年の論壇での議論を中心に——

山本 昭 宏

はじめに

本稿は、一九六〇年代の日本社会において核兵器が「平和」との関連でどのように論じられたのか、という問いを問題意識に据えながら、「平和」をめぐる議論が分極化していく過程を記述することを目的としている。対象とする期間は、一九六〇年代半ばの五年間に定めた。

この時期に注目する理由は、この時期に「現実主義」と言われる態度が定着すると考えられるからである。本稿が明らかにするように、「現実主義」と呼ばれる、パワーポリティクスに基づく国際政治の理解が、一部の政治エリートたちの間だけではなく、論壇で、そして次第に日本社会で、確実な位置を占めていった。それに伴い、「平和」の語りそのものが、大きく変容していくこ

とになった。その意味で、本稿が取り上げる六〇年代半ばは、「現代の起源」だったと言える。

ただし、本稿と同種の試みは歴史社会学・社会思想史・メディア史の分野と、政治学・政治史の分野で既に存在する。

代表的研究としては、道場親信『占領と平和（戦後）という経験』（青土社、二〇〇五年）と、小熊英二『（民主）と（愛国）戦後日本のナシヨナリズムと公共性』（新曜社、二〇〇二年）を

挙げることができるだろう。特に道場論は、原水禁運動や「ベ平連」を取り上げながら、政治学者たちの議論をも扱っており、問題意識も本稿と近く、多大なる示唆を受けた。本稿は、六〇年代平和論の前提の一つに、「現実主義」との緊張関係があったということを重視して、道場論を補いたい。

とはいえ、本稿が重視する「現実主義」についても、すでに先行研究は存在する。根津朝彦『戦後『中央公論』と『風流夢譚』

事件：「論壇」・編集者の思想史」（日本経済評論社、二〇一三年）がそれである。当時の『中央公論』の編集者にインタビューを行った根津は、六〇年代初頭の同誌の方針転換と「現実主義」の登場を内在的に記述することに成功しているが、核兵器や「平和」という観点はやや薄い。

政治学・政治史の分野では、石田雄『日本の政治と言葉下』（東京大学出版会、一九八九年）、山口二郎「戦後平和論の遺産」（『世界』一九九三年一月号）、高橋進・中村研一「戦後日本の平和論：一つの位相の分析」（『世界』一九七八年六月号）などが平和論を整理・分析している。しかし、中国の核武装に象徴される六〇年代東アジアの新たな核状況には、さほど関心が払われていない。

これら先行研究の知見を踏まえつつ、本稿では六〇年代半ばの日本社会における「平和」に関する言説の布置を明らかにする。これにより、非暴力という理念に基づく平和論が全く顧みられない現今の状況を、批判的に把握するための視座を固めることができると考える。なお、本稿は拙著『教養としての戦後（平和論）』（イースト・プレス、二〇一六年）の第二章の内容と一部重なる点があるが、本稿では「核の力サ」という言葉の定着時期や、各政党の政策にも焦点を当てた。

「現実主義者」の登場とその背景

まずは、本稿が対象とする一九六三年から六七年までの政治状況と論壇状況を確認することから始めたい。

岸信介の後を継いだ池田勇人の政治姿勢は、「所得倍増計画」

という言葉が端的に示す経済優先の態度と、「低姿勢」と表現されるコンセンサス重視の国会運営に集約される。安保改訂をめぐる大規模な反対運動を経験した政治エリートたちは、強権的な姿勢を見せた岸政権からの方向転換をアピールしたのである。

池田勇人が病気のために東京オリンピック後に辞意を表明すると、その後を継いだのは、岸信介の実弟である佐藤栄作だった。

佐藤は、首相就任時から「寛容と調和」を掲げ、池田の路線を引き継ぐと明言していた。就任最初の記者会見では、「私が首相になると、憲法改正を提案するとみる人があるが、憲法改正は簡単な問題ではない。新憲法の精神は現在国民の血となり、肉となっている」と発言して、憲法改正に乗り出すつもりはないことを示した⁶⁾。所信表明演説でも、「平和に徹し自由を守り、自主外交を展開し、世界の福祉の向上に貢献すること」を、わが国の基本姿勢にしたいと思う」と述べ、「わが国は、世界唯一の原子爆弾被災国として、終始一貫、あらゆる国の核実験に反対し続けてきた」と胸を張った。

岸退陣後の自民党政権は、憲法問題を争点にすることなく、池田は経済を、佐藤は「平和」をアピールすることで自民党政治を「安定」させたと言えるだろう。では、この時期の論壇はいかなる状況にあったのか。

六〇年安保後、論壇状況は変化しつつあった。本稿にとつて、特に重要なのは、雑誌『中央公論』の現実主義路線である。よく知られるように、『中央公論』は、一九六〇年代初頭に右翼テロ事件を経験し、編集方針を転換させた。

『中央公論』は一九六〇年二月号に深沢七郎の小説「風流夢

譚」を掲載した。この作品に皇室への侮辱を読み取った右翼青年が、中央公論社の社長の自宅を襲撃し、家政婦が刺されて死亡するという事件が起こった。すでに六〇年一〇月、社会党の委員長だった浅沼稻次郎が演説中に壇上で右翼青年に刺されて死亡しており、右翼テロが社会問題になっていた矢先のことだった。その後、中央公論社は、雑誌『思想の科学』の天皇制特集号（一九六二年一月号）の発売を中止し、廃棄処分を行った。こうした一連の事件を経て、『中央公論』は方向転換を図る。

この時期の『中央公論』の路線を象徴する論者が、国際政治学者の高坂正堯だった。高坂正堯は、ハーバード大での在外研究から帰国した後、「現実主義者の平和論」を『中央公論』一九六三年一月号に発表したのである。若い「現実主義者」高坂の登場は論壇に衝撃を与えた。

高坂が言う「現実主義」とは、「理想主義」の対概念だった。では、「理想主義」とは何か。高坂の理解では、日本の「中立」を主張して米軍の撤退を求め、なおかつ日本の武装を拒否する「絶対平和」の態度であり、一言でいうと「非武装中立」論とそれに共感を示しつつ微調整を迫るような議論だった。これに対して、高坂は次のように主張した。もし日本が中立を選び、米軍基地を撤退させ、なおかつ軍事力を持たないならば、「極東」における勢力均衡が破れ、北朝鮮が朝鮮半島を手中に収めるかも知れない。この問題を無視して「中立」を唱えるのは無責任ではないのか。

高坂は、「力の均衡」による「平和」という観点から、日米安保を東アジアの勢力均衡に貢献していると評価する。そして、「理想主義者」たちは、国際社会における道義の役割を強調するのあま

り、今なお国際社会を支配している権力政治への理解に欠けるところがあられはしないだろうか。力によって支えられない理想は幻影に過ぎないということは、今なお変わらぬ真実ではないだろうか」と問題提起したのである。

「現実主義」の議論は、「力の均衡」をいかに達成するかという戦略的要素が強いため、理論的・合理的にみえやすい。それに対して、従来の平和運動はしばしば感覚や道徳的感情の色彩が強いものになりがちだった。それゆえ大きな運動になり得たのだが、そこには坂本義和が当時指摘したような「心理主義」の陥穽があったのだと言える。相対的に理論的・合理的にみえる「現実主義」のインパクトは大きかった。

ただし、高坂の議論には、「理想主義者」との接点も多かったということも指摘しておかねばならない。高坂は「現実主義者の平和論」のなかで、次のように提案している。今後の日本は、安保条約の存続を前提としながらも、日本・中国共産党・アメリカ・ソ連と極東地域で相互不可侵条約を結び、「米軍を次第に撤退させる」方向に進めないだろうか。さらに、高坂は、極東における緊張緩和のシナリオとして、日中国交正常化、朝鮮半島における兵力削減、日本の非核武装宣言を挙げている。

米軍の撤退、日中国交正常化、朝鮮半島の軍縮、日本の非核武装宣言。こうした論点だけを取り出せば、「理想主義者」の論文であると言っても通用するだろう。

高坂の論文は、その書き出しこそ論争的体裁をとっていたが、非武装中立を掲げた「理想主義者」たちを肯定的に評価している箇所もある。「中立論が日本の外交論議にもっとも寄与しうる点

は、外交における理念の重要性を強調し、それによって、価値の問題を国際政治に導入したことにある」と述べているのだ。

ここで再確認しておきたいのは、「現実主義」が「理想主義」への異議として登場したということだ。「理想主義」は「現実主義」の登場の条件の一つをなしており、「現実主義」は「理想」との緊張関係の中から、自らの説得力を引き出していたのである。この点を無視して、後世の人間が「理想主義」を過去の遺物だと片付けるのは、正確な評価とは言えないのではないか。

続いて高坂は、吉田茂の再評価を試みて、「宰相吉田茂論」（『中央公論』一九六四年二月号）を発表した。

一九五〇年前後には講和のあり方をめぐって広範な議論が起こったが、吉田茂が選択したのは、日本の、いわゆる「真の独立」（憲法を改正して交戦権を認め、軍備を整える）ではなく、「非武装中立」でもなかった。憲法を改正することなく、日米安全保障条約を結ぶという道を選択したのである。社会党・共産党とその支持者たちからなる「革新陣営」にしてみれば、吉田の選択は「反動的」であり、論壇でもそうした評価は定着していた。高坂もそれを意識して、「吉田の立場は論理的にあいまいであった」と述べている⁵⁾。

しかし、高坂は、その「あいまいさ」を肯定的に捉えようとした。「論理的にはあいまいな立場を断固として貫くこと」によって、経済中心主義というユニークな生き方を根付かせたのである」と述べ、吉田茂の態度を「商人的国際政治観」と呼んだのである⁶⁾。そして、「現在では国際政治における軍事力そのものが、人間にとって大きな問題を与え、そしてだれもまだそれに対して明快な解答を提出していない以上、憲法第九条についてあいまいな状況

が、日本に存在するほうがよいかも知れない」という評価を下した⁵⁾。その方が、軍備の危険性が指摘され続け、軍備に関する監視の緊張が緩まないというのである。

高坂の積極的な言論活動が、それなりに受け入れられたこの時期は、一九五〇年代に社会に定着した原水爆の否定と「平和」との接続が、ゆらぎつつある時期でもあった。

原水禁運動の分裂から中国の核武装まで

一九五〇年代から続く反戦平和運動の象徴である原水爆禁止運動は、六〇年代に入って転機を迎えていた。当初の「草の根の平和運動」から、次第に政党の対立が色濃くなっていき、とうとう分裂してしまうのである。分裂に至る過程はよく知られているため、ここでは道場と藤原修の研究を参照しつつ整理するにとどめておこう。

初期の原水爆禁止運動は、「原水爆禁止」というシングルイシューを押し出すことで、憲法と安保という政治対立を回避することができた。しかし、五〇年代末に安保闘争が激しくなると、原水禁運動も安保の問題に向き合わざるを得なくなった。各地域の原水禁運動を支えていた原水協の人びとが、安保反対と賛成とに二分したのである⁶⁾。こうして原水禁運動から保守層が去ったことで、運動は政治色を増すことになる。一九六〇年に開催された第六回原水爆禁止世界大会の決議文では、「アメリカ帝国主義」というアメリカを非難する言葉が使用されるに至った。この例が示すように、運動は急速に左傾化していった。

原水協内部に潜在していた対立が一気に表面化する契機になったのは、一九六一年九月のソ連による核実験だった。あらゆる核実験に反対する立場を取った社会党・総評と、ソ連の核を容認した共産党が真っ向から対立したのである。一九六二年の第八回世界大会では、大会開催中にソ連が核実験を行い、社会党・総評系の代表者たちはこれに対して抗議すべく緊急動議を提出したが採択されず、退場する。こうして原水協は組織として機能不全に陥り、一九六三年の第九回原水爆禁止世界大会では、原水協から社会党・総評系が脱退、原水爆禁止国民会議（原水禁）を設立する。保守系は、核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）を設立した。これにより原水協には共産党系が残ることになり、原水爆禁止運動は、一九六〇年代前半に三派に分かれたのである。

ただし、これらはいくまで平和運動の分裂であつて、消滅ではなかった。三派が「原水爆禁止」の旗印を取り下げることにはなかったからである。しかし、この分裂は、当時の社会では、政治に引き裂かれた平和運動として、失望とともに受け止められたのである。

加えて、一九六四年一〇月には、日本社会の「平和」意識を脅かす新たな核の脅威が生まれた。中国の核実験である。そもそも、中国に対しては、戦争の贖罪意識や社会主義への期待に基づいて、政治家や知識人から一定の共感が示されてきたが、こうした共感も、中国の核保有以降、次第に揺らぎ始める。

高坂正堯は、中国の核武装に言及した文章のなかで、「日本の安全保障は、核兵器を持つことなく、かつ現在の軍備を強化することなしに保障されうるであろう。力の役割と防衛の必要性を認

める立場から、アメリカとの適切な協力関係を続け、日本自身は間接侵略に有効に対処するだけの能力を持てば、安全は保障されることを私は強調したい」と主張している⁹⁾。隣国中国の核武装は、「力の均衡」を掲げる「現実主義」の「平和」論が日米安保体制をよりいっそう重視する要因にもなったと考えられる。

永井陽之助 「平和」のための連帯責任

中国の核武装後の論壇に新たに登場した「現実主義者」が、永井陽之助である¹⁰⁾。戦時中は仙台二高でドイツロマン主義・神秘主義に影響を受け、台湾から復員後に東大法学部に進んだという経歴を持つ永井は、高坂よりも年長で、世代的には「戦中派」に属する政治学者だった。

永井は、留学中のアメリカでキューバ危機の緊迫感を経験した後に帰国し、『中央公論』を足掛かりに論壇で言論活動を始めていった。かろうじて「理想主義」との接点を有していた高坂に対して、永井は日本の防衛力の必要性を明言する冷徹な「現実主義者」として登場し、論壇に大きな衝撃を与えた。

永井の主張は、日本はより主体的に東アジアの集団安全保障に貢献すべきだというものだった。永井は、「正直にいつて、日本は、現在なお、半主権国家であり、国際社会における意思決定の完全な主体（独立国）とはなっていない」と述べる¹¹⁾とともに、日本の防衛観は利己的だと繰り返し批判している¹²⁾。

戦後われわれ日本人が、いかに国際的責任感と、平和への

連帯意識を喪失し、一種の孤立主義に陥っているかの証拠である。国連中心の日本が、海外派兵の義務を拒否して、権利のみ主張する態度にもそれがあらわれているが、防衛とは、自国のためだけでは決してないのだ。隣人のためなのである。アメリカのためであり、ソ連、中国のためであり、南北朝鮮、台湾、あるいは東南アジア諸国民のためでもある⁽¹⁰⁾。

後年、特に九〇年代の初頭に顕著だが、「二国平和主義」という言葉とともに、個別的自衛権しか持たない戦後日本の防衛観が疑問視され、「国際平和への貢献」が求められるようになるが、その種の批判の端緒は、永井の主張にみられるように、六〇年代の中頃のこの時期にあった。集団安全保障体制の意義を「隣人のためなのである」と説く永井の主張は、すでに戦後復興を終えて高度成長期にある日本社会の「自信」を絶妙にくすぐることに成功したのである。

「現実主義」への応答

「現実主義」者と呼ばれた政治学者たちの発言力が増えれば増えるほど、「現実主義」への反論も大きくなっていった。「現実主義」への反論に誌面を提供したのは、岩波書店の『世界』だった。坂本義和は、「力の均衡の虚構」(『世界』一九六五年三月号)のなかで、「現実主義」の「保守性」を指摘するとともに、「現実主義」が「民衆」を軽視しているという、根本的な批判を展開した。坂本の議論を要約しよう。

軍事力が「抑止」機能を果たし、「平和」を保障しているよう

に見える場合も、そこには双方に合理的な政策決定者と責任ある権力とが存在するという前提が必要である。つまり、対立する両者がともに合理的判断を行うという前提に立って初めて、抑止力による均衡が成り立つ。では、政策決定者を選び、それを監視するのはだれか。それは民主主義国家を生きる人びとに他ならない。「現実主義」は、「力の均衡」が「平和」をもたらすと主張しているが、その主張を支えているのは核兵器や軍備だけではない。

「民衆」による権力のコントロールも重要な要素ではないか。「現実主義」の議論は、それを全く考慮の外に置いている点で、不十分なものにならない。

このような坂本の議論は、作家で平和運動家としても知られる小田実にも共有されていた。小田の「平和」をめぐる議論については、ベトナム反戦運動の文脈のなかで言及されるのが常である。しかし、小田の「平和」論がこの時期の「現実主義」と「理想主義」の論争を取り入れながら練り上げられたものであるという点にも注意を払う必要があるだろう。

「現実主義」の政治的態度は、あたえられた現状をたとえばその根本的存在理由を追及することなくあるがままに容認し、その容認の上に政策をうちたてて行こうとする態度だが、「現実主義」者の眼に入る現状は実際に見える現状であることが多く(つまり、民衆の平和運動の眼に見えない抑止効果などを、彼は、たいていの場合、問題にしない)、そして、そうした現状はたいがい国家原理によつてきずかされて来た現状なのだ。彼はその現状に根本的疑問を発しない。その容認の上に、

彼の思考をかたちづくり、政策をくみたてる⁽¹⁾。

国家を主体にした「現実主義」は極めて現状維持的な態度であり、それでは「平和」は得られないと述べている。小田は、「民衆」や「市民」と呼ばれる集団を重視し、国家による暴力を否定することで「平和」という理念を立ち上げようとしたのである。その際に参照されたのが、憲法であった。

憲法九条に立ち返ることで、軍事力による力の均衡を前提とする議論に警鐘を鳴らしたのは、丸山眞男だった。丸山は「憲法第九条をめぐる若干の考察」（『世界』一九六五年六月号）のなかで、憲法の理念に立ち返って「現実主義」的な「平和」理解を批判した。憲法の前文を取り上げ、「ここでは、現実のパワーポリティックス、およびパワーポリティックスの上に立った国際関係が不動の所与として前提されて、そのなかで日本の地位が指定されているのではない」と述べている⁽²⁾。戦後憲法の理念に照らして、「現実主義者」を批判しているのである。

こうした批判は、湯川秀樹や朝永振一郎など、核兵器について発言してきた原子核物理学者たちにも共有されていた。第三回科学者京都会議で採択された声明は、「現実主義」を次のように批判している。

国家の安全を「力の均衡」によって保障しようとする考えは、必然的に無制限の軍備競争をひきおこし、従って、平和をうち立てることを不可能にします。永続する平和を創り出し、新しい世界秩序をうち立てるためには、諸国家の利益や

価値体系の共通点をみいたし、その増大をめざすという相互信頼の立場にたつことが不可欠であります。しかもこのことは単なる理想論ではなく現実的な根拠をもっていることを私たちは主張したいと思えます⁽³⁾。

核兵器に反対し続けてきた科学者たちもまた、「現実主義」の考え方が日本社会に広まることを危惧していたことがわかる。では、『世界』に集う知識人たちからの批判に「現実主義」はどのように応えたのだろうか。

永井陽之助は「日本外交における拘束と選択」（『中央公論』一九六六年三月号）で、「力の均衡」が現状維持政策であって保守的であるという坂本の批判を受け入れながらも、大戦争を阻止し、そこに巻き込まれないための「力の均衡」なのだと言説している。

「力の均衡」システムは、むしろ、戦争（限定戦争）を前提としてつくられた一種の抑止と制御のシステムなのであって、戦争が防げないのは、当然である。しかし、少なくとも、そのシステムは、全面戦争、ないし、国際体系それ自身を変革するような大戦争を抑止すべく、つくられた巧妙なシステムであったことはまちがいない⁽⁴⁾。

戦争を前提としていいるのだから、「戦争が防げないのは、当然である」。この言葉は、非暴力に価値を見出す「理想主義者」たちとは議論の土台を共有していないという宣言であろう。以後、「現実主義」と「理想主義」は分極化してそれぞれが純化し、論

壇での有益な対話はほとんど行われなくなる。⁽¹⁵⁾

「核のカサ」という言葉の定着

「現実主義者」が登場し、それに対する批判が起こっていた一九六五年から六六年にかけては、「核のカサ」という言葉が定着しつつある時期だった。前述した中国の核武装を受けて、核時代における安全保障のあり方が広く議論されていたのである。

一九六六年二月一九日の衆院予算委員会において、椎名悦三郎外相が、外務省の統一見解として「アメリカの核報復力が全面戦争を抑止している意味で、日本も一般的意味の核のカサにはいつていることは否定できない」と発言した。これを各紙が大きく報じ、これ以降、国会での議論や各党の政策方針に「核のカサ」という言葉が頻繁に登場することになった。

この時期は、各政党が、核時代に対応する安全保障政策を構想していた。以下、「朝日新聞」の記事（一九六六年八月一六日、五頁）を手がかりに、核兵器と安全保障に関する一九六六年当時の各党の態度を整理しておこう。

自民党は、日米安全保障条約の有効性を再確認し合った佐藤・ジョンソン共同声明に基づき、アメリカの核兵器による安全保障を強調していた。

民社党は、日本がアメリカの「核のカサ」に入っているといっても、核兵器の配備・使用の決定権はアメリカが持っている以上、それで安全が保障されたことにはならないと主張していた。日米安保を肯定しつつも、アメリカの「核のカサ」にいつまでも頼る

のでは自主的外交が出来ないとして、「共同核保障」構想を打ち出していた。安全保障条約に類する条約を中・ソとの間にも締結し、三重の「核のカサ」の下に入るという構想である。

これに対して、日米安保の撤廃、あるいは段階的撤廃を掲げたのが、社会党と公明党だった。

社会党は、米中ソとの間に不可侵条約を結ぶという構想で、核に関しては太平洋非核武装地帯の設置を求めている。社会党内では、石橋政嗣が「非武装中立」の方針を打ち出そうとしていた。この「石橋構想」は、次第に社会党全体で受け入れられるようになり、一九六九年一月の党大会で、社会党初の安全保障政策文書「非武装・平和中立への道」として採択されることになる。⁽¹⁶⁾

公明党も、安全保障政策では社会党に近似していた。非核地帯宣言などにより核攻撃を受ける脅威を減らしつつ、日米安保の段階的解消を図り、「核のカサ」からの漸次撤退するという構想だった。

このような各政党の構想に、「現実主義」と「理想主義」との対立軸を重ね合わせることは容易だが、この時期の「平和」をめぐる議論は、それだけにとどまらない。よく知られるように、ベトナム反戦運動のなかから、「平和」のあり方に再考を迫る議論が生み出されようとしていた。

ベトナム反戦運動と「平和」への疑問

一九六五年四月末、小田実や開高健、鶴見俊輔らが呼びかけ人となって「ベトナムに平和を！ 市民文化団体連合」のちに「文

化団体」の語が外れる。以下「ベ平連」と略記」が結成された⁽¹⁷⁾。

「ベ平連」のスローガンは、「ベトナムに平和を!」「ベトナムはベトナム人の手に!」「日本政府はベトナム戦争に協力するな!」の三つだった。誰でも「ベ平連」を名乗ることが出来、どこかにそれを統合する本部があるわけでもないという運動体だった。

では、この運動のなかから出てきた「平和」論はどのようなものだったのか。

小田実は、広島と長崎に象徴される日本の反核「平和」運動が、実は日本とアメリカにとって都合の良いものなのだという批判を行っている。日本はアメリカに対して、原爆投下の罪を告発する義務があるはずだが、それをしてこなかった。アメリカの加害体験と、日本自らの加害体験をともに告発することでは、一人が人を殺してはならない」という普遍原理を身に着けることはできない。しかし、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」という石碑の文言に代表される「平和」では、日本とアメリカの国家原理を追認するだけではないか、というのが、小田の議論だった⁽¹⁸⁾。ベトナム反戦運動のなかで練り上げられた小田実の議論は、「平和」の折りの象徴となっていた原爆体験が、実は戦後社会のなかで国家原理と結託していたことを看破するものだったと評価することができる。

小田とともに「ベ平連」に集った鶴見俊輔や、評論家の武藤一羊、人類学者の鶴見良行も、「戦後民主主義」の「平和」を鋭く問い直し始めていた。彼らに共通する態度は、「戦後民主主義」の「平和」が十分に深められてこなかったという自覚と、そこに

自分たちも加担してきたのだという当事者意識だった。

鶴見俊輔は、沖縄、在日朝鮮人、原爆被災者、アジアなどの問題は「日本政府のとなえる民主主義の二七もの性をはつきりさせるとともに、私たちの戦後民主主義の二七もの性をあわせて照し出」すのだと述べている⁽¹⁹⁾。

また、武藤一羊は、「戦後民主主義＝戦後平和主義」という側面を持つ「ベ平連」が、一見それとは矛盾する「戦後民主主義の欺瞞性のトータルな否定」という側面も持っているとして整理し、この二つの側面を新たな次元で結びつけるべきだと主張していた⁽²⁰⁾。

憲法前文と第九条の平和主義にこだわったのが、鶴見良行である。そもそも鶴見良行は、当時の平和運動が、体制によって与えられた「平和」のなかで焦点を失いつつあると把握していた。その原因は、「平和である」という意識が、家庭の幸福願望と癒着し、そのマイホーム平和主義が原水爆禁止運動の大衆の基盤を奪ったのも、平和にしようという強烈な運動意識をもっていなかったから」だというのが鶴見良行の理解だった⁽²¹⁾。日本の「平和」が、日本の「安全保障（と軍備の増大）」にすり替えられていくのを防ぐには、「平和にしよ」という強烈な運動意識が必要だと鶴見は主張する。

では、そうした「強烈な運動意識」は、どのように生まれるのだろうか。鶴見良行は、憲法前文と第九条を「絶対的非武装主義」として捉えることを提唱した。それにより「平和運動」は、非暴力の反戦運動になると同時に、国家主権を否定することでナショナリズムに回収されないインターナショナルな運動となり、軍備による抑止論を越える運動になるだろうと述べたのである。平和運動の射程を、国家主権の否定にまで拡張することで、「理想主義」の政治学

者たちと比較しても、より根本的に抑止論を否定する試みだった。⁽²¹⁾

「平和」への違和感

一九六〇年代の半ば、佐藤栄作政権下で進んだ「平和」の体制化は当時の日本社会の価値観の一面を捉えていた。こうした状況下で、「ベ平連」のように「平和」を問い直す議論も表れ始めていた。

それがどのように表明されるかについては様ざまな変奏があったにせよ、「平和」への違和感は、当時の日本社会で広く共有されていたとは言えそうである。「ベ平連」とは異なる文脈で、文学研究者で評論家の野口武彦の議論を確認してみよう。

一九六五年のゴールデンウィーク。長崎を訪れた野口は、浦上の平和公園に立ち寄った。爆心地の記念碑の前には野口は、観光客たちがその前に立って嬉々として写真撮影を始めるのを目にした。観光客たちは、「満ち足りた、屈託のない表情」をして、そそくさと次の観光地を目指して去っていった。野口はその後、当時は国際文化会館にあった原爆資料館を見て回り、その屋上から長崎の街並みを見下ろした。

観光地平和公園の端麗なパノラマ。ここから見おろす春光うららかな地上に氾濫している「平和」。この「平和」ははるかに東京のそれにつながり、日本中に瀰漫しているのだらう。国際文化会館の屋上で、わたしはそのときはつきりと感じとった。いまわれわれが享受しているこの「平和」は、ど

ここに、或るゆるしがたい欺瞞をふくんでいる。⁽²²⁾

野口が感じた「或るゆるしがたい欺瞞」とは、おそらくは「ベ平連」に集った知識人たちが批判しようとしたものと同様であろう。戦争は遠い過去のものになり、被爆地を「観光地」として消費することも可能になってしまった。「平和」が人びとの思考停止を生んでいるのではないか。かつて達成すべきものとしてあった「平和」は、いまでは享受すべきものになっているのではないか。こうして、戦後日本の「平和」への違和感が表明される。

違和感をより直接的に表現したのは、小説家の石原慎太郎だった。石原は、六〇年代の日本を生きる人びとが「平和」から生まれた「安逸」のなかに居直っているように見えるとして、次のように述べている。

笑止なことに、今日では「平和」が人間一般の理念とさえ信じられている。人間が自らの手で造り出し、育てすぎて今やおびえなくてはならぬ科学による戦争の恐怖が、平和と言う一つの理念を唯一絶対なものにしてしまった。そして、ある人間たちは彼らの利益に都合よく、その「平和」をぼかして造り出した「安逸」を、人間の生活に於ける唯一の理念にさえしてしまふ。⁽²³⁾

その思想的深度は異なるとはいえ、「戦後民主主義」や「平和」を批判するという点で、「ベ平連」も石原慎太郎も、共通の問題意識を持っていたのだと言える。

おわりに

戦後日本における核兵器に関する議論は、どのような「平和」を構想していくのかという試みと密接に結びついていた。一九六〇年代半ばは、被爆経験に基づいて非人道的な核兵器を否定しつつ、アメリカの核抑止力の下に「平和」を達成するという態度を自民党が表明し、それが社会に定着しつつあった。

こうした核と「平和」に関する態度が社会に定着した背景には、「力の均衡」を重視した「現実主義者」が論壇の一角を占めるという新たな状況があった。非人道的な大量破壊の象徴であった核兵器が、「核の力サ」「抑止力」「安全保障」という言葉とともに受け止められるようになった。「現実主義者」たちの言論活動は、戦後復興を成し遂げた日本が冷戦下の東アジアのなかで、小さなアメリカとしてふるまうための作法を、読者に提示したのだと言えようか。

「現実主義者」を批判する論者たちは、従来の「平和」論を乗り越えようと格闘していた。それは、一方では、「ベ平連」に集った知識人が示すように、戦後民主主義の盲点を指摘しながら憲法の理念を磨き直すという思想として結晶し、他方では、野口武彦や石原慎太郎のように時代の「気分」を示す一つの表現にもなった。

「理想」と「現実」とのあいだには、絶えざる対話が必要はなはずだが、本稿で示したように一九六〇年代半ばのこの時期に、両者は分離し、「理想」は社会的影響力を減らしていった。かろう

じて残った「気分」としての平和批判も、「軍事力による平和」という「現実」を補強する役割を担ってしまった。そうした言説の布置は、二〇一〇年代においては風景のように当たり前になり、現在に至る。その固定化を疑うためのヒントが、六〇年代のこの時期にあるのではないだろうか。

注

- 1 「佐藤首相、所信を表明」寛容・調和の政治を『朝日新聞』夕刊、一九六四年一月一〇日、一頁。
- 2 高坂については、大嶽秀夫『高度成長期の政治学』（東京大学出版会、一九九九年）、荻部直「未完の対論 坂本義和・高坂正堯論争を読む」（飯尾潤・荻部直・牧原出編『政治を生きる 歴史と現代の透視図』中央公論新社、二〇一二年）を参照。
- 3 高坂正堯「宰相吉田茂論」『中央公論』一九六四年二月号。引用は、『高坂正堯著作集 第四卷 宰相吉田茂』都市出版株式会社、二〇〇〇年、六八頁。
- 4 高坂前掲書、六九頁。
- 5 高坂前掲書、七一頁。
- 6 藤原修「日本の平和運動：思想・構造・機能」『国際政治』第一七五号、二〇一四年三月。核の挑戦にどう応えるか」
- 7 高坂正堯「国際政治の多元化と日本 核の挑戦にどう応えるか」『中央公論』一九六四年二月号。
- 8 永井については、酒井哲哉「永井陽之助と戦後政治学」（『国際政治』一七五号、二〇一四年三月）を参考にした。
- 9 永井陽之助「米国の戦争観と毛沢東の挑戦」『中央公論』一九六五

- 年六月号。引用は、永井陽之助『平和の代償』中央公論新社、二〇一二年、一一頁。
- 10 永井前掲書、七三―七四頁。
- 11 小田実『平和の倫理と論理』『展望』一九六六年八月号。
- 12 丸山眞男「憲法第九条をめぐる若干の考察」『世界』一九六五年六月、五三頁。
- 13 「核兵器の体系の巨大化と日本の科学者」『世界』一九六六年七月号。
- 14 永井陽之助「日本外交における拘束と選択」『中央公論』一九六六年三月号。引用は、『平和の代償』中央公論新社、二〇一二年、一六三頁。
- 15 もつとも、永井陽之助は七〇年代に平和学会のシンポジウムに登壇するなどの活動をしていた。政治学系の学会内部では「理想主義」と「現実主義」の対話は、続いていたとも言える。
- 16 政策文書「非武装・平和中立への道」は「非武装中立」を党是として確認するとともに、もし社会党が政権を獲得すれば直ちに日米安保の解消に向けて動き出すと明言していた。さらに、自衛隊を解体して「平和国土建設部隊」を創設すると述べていた（原彬久『戦後史のなかの日本社会党』中央公論新社、二〇〇〇年、二〇五―二〇六頁）。
- 17 「ペ平連」に集った知識人たちについては、道場親信『占領と平和（戦後）という経験』（青土社、二〇〇五年）を参照した。
- 18 小田実「平和の倫理と論理」一九六六年、八〇―八三頁。
- 19 鶴見俊輔「二十四年目の「八月十五日」」『毎日新聞』夕刊、一九六八年八月一四日。引用は、『鶴見俊輔集9 方法としてのアナキズ』
- △ 筑摩書房、一九九一年、二二二頁。
- 20 武藤一羊「ペ平連」運動の思想 戦後民主主義のゆくえによせて「思想の科学」一九六七年一月号。引用は、ベトナムに平和を！市民連合編『資料・ペ平連』運動 上巻『河出書房新社、一九七四年、一六六頁。
- 21 鶴見良行「八月一五日」の復権のために」『東京新聞』夕刊、一九六七年八月一五日。引用は、『鶴見良行著作集2 ペ平連』みずず書房、二〇〇二年、八二頁。
- 22 さらに鶴見良行は、沖繩に注目して、次のように述べている。日本は主権回復時に憲法の理念を開花させるべきだったが、日米安保と沖繩の切り離しによってそれは裏切られた。そして、一九六九年になって、「本土復帰」を目指す沖繩の人びとが日本国憲法の実施を求めている。この沖繩からの声は、死に絶えたかに見える憲法の理念を蘇生させるものだ。「憲法の理想は、沖繩にこそ開花しているのであって、この理想に関するかぎり、本土の私たちは「沖繩なみ」をこそ願うべきなのだ」と述べている（鶴見良行「私の創憲論 一 試論としての少数意見」『毎日新聞』夕刊、一九六九年五月二日。引用は、『鶴見良行著作集2 ペ平連』みずず書房、二〇〇二年、一四二頁）。
- 23 野口武彦「恥辱のなかの平和」『思想の科学』一九六五年八月、一五頁。
- 24 石原慎太郎『孤独なる戴冠』河出書房、一九六六年、三九二頁。